

# 新型コロナワクチン接種について



## 小児(5～11歳)の3回目接種が始まります！

小児(5～11歳)の方の、3回目のワクチン接種ができるようになりました。対象者の方へ、順次接種券をお送りします。接種を受けるかどうか、ご本人と保護者の方でご確認ください。

■対象者 2回目接種から5か月経過した5～11歳の方

■ワクチンの種類 小児用ファイザー

■予約方法 WEB予約、電話予約  
※接種券が届き次第、ご予約いただけます。

■接種会場 医療機関、集団接種会場  
(詳細は市ホームページをご確認ください)



詳細は市ホームページ  
[小児(5～11歳)の接種について]  
をご覧ください。



※3回目の接種時に12歳になっている方は、12歳以上の方用のワクチンを接種してください。

## 接種できるワクチンの種類について

予防接種法上の接種できるワクチンの種類は、以下のとおりです。

※実際に接種できるワクチンは、接種時に国から供給されているワクチンとなります。



|                                    |                         |
|------------------------------------|-------------------------|
| 4回目接種(60歳以上の方<br>18～59歳の一部の対象者の方)  | ファイザー<br>モデルナ           |
| 3回目接種(18歳以上の方)                     | ファイザー<br>モデルナ<br>ノババックス |
| 3回目接種(12～17歳の方)                    | ファイザー                   |
| 1・2回目接種(12歳以上の方)                   | ファイザー<br>モデルナ<br>ノババックス |
| 【1・2回目接種、3回目接種共通】<br>小児接種(5～11歳の方) | 小児用<br>ファイザー            |

追加接種(3回目接種、4回目接種)で使用できる「オミクロン株に対応したワクチン」については、**10月以降**の接種を予定しています。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

## 12歳以上の方の3回目接種について

新型コロナウイルス感染症の感染者数の高止まりが続いています。ワクチン接種により、重症化予防が期待されますので、まだ3回目接種を受けていない方は、積極的な接種をお願いします。

※ワクチン接種の効果は、時間の経過に伴い徐々に低下しますが、追加接種により、効果が回復することが確認されています。



WEB  
予約

予約期間中は24時間いつでも予約可能！

熊本市 ワクチン予約システム



電話  
予約

予約専用フリーダイヤル

**☎0120-096-885**

受付時間/午前8時半～午後7時(土日祝日も開設)

### 予約以外のワクチンに関するお問い合わせ

熊本市新型コロナワクチンコールセンター

**☎096-300-5577**

新型コロナワクチンに関する全般的なことについては、厚生労働省のQ&Aもご参照ください



## ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただきます。

なお、15歳以下の方の場合は、原則、保護者(親権者または後見人)の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。署名がなければワクチンの接種は受けられません。

保育園・幼稚園・学校・職場などの周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いします。



## 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

### 【令和4年度住民税非課税世帯】

支給対象と思われる世帯へ令和4年7月中旬に確認書・申請書を発送しています。

確認書・申請書が届いた世帯は早めの手続きをお願いします。

**申請期限 令和4年10月31日(月)まで**

※既に「令和3年度住民税非課税世帯」または「家計急変世帯」の臨時特別給付金を受け取られた世帯はこの対象ではありませんのでご注意ください。

※該当と思われる方で確認書・申請書が届いていない場合はコールセンターにお問い合わせください。

支給額

1世帯につき10万円

問い合わせ

熊本市臨時特別給付金コールセンター

**☎096-355-8866** 午前9時～午後5時  
(土日祝除く)

市ホームページはこちら→



受付終了

「令和3年度住民税非課税世帯」および「家計急変世帯」に対する臨時特別給付金は、**令和4年9月30日(金)**をもって、申請受付を終了します。